

事務連絡  
令和8年1月23日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働健康・生活衛生局生活衛生課

水質基準に関する省令の改正に伴う  
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の改正について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第124号）が令和7年12月23日に別添のとおり公布されました。

つきましては、内容について十分ご了知いただきますようお願いいたします。

なお、本改正は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）が改正され、PFOS及びPFOAに係る基準が設定されたことに伴うものであり、所要の項番ずれの対応を行ったものです。